

分科会活動について御議論いただきたい事項【参考資料】

(資料 1) 日本学術会議に置かれている会議数 (第 25 期)

	委員会	分科会	小分科会 小委員会	計
総会	1	-	-	1
幹事会	1	-	-	1
幹事会附置委員会	5	2	-	7
連絡会議	3	-	-	3
機能別委員会	4	57*	3	64
部会	3	-	-	3
部附置分科会	-	8	1	9
分野別 (第一部関係)	10	75	6	91
分野別 (第二部関係)	9	88	1	98
分野別 (第三部関係)	11	80	92	183
課題別委員会	9	3	3	15
若手アカデミー	1	9	-	10
地区会議	7	-	-	7
地方学術会議	1	-	-	1
計	65	322	106	493

※機能別委員会の分科会には、国際学術団体に対応するため、分野別委員会分科会等と兼ねて国際委員会に置かれている分科会 (40) を含む。

(参考) 会員 : 201 名

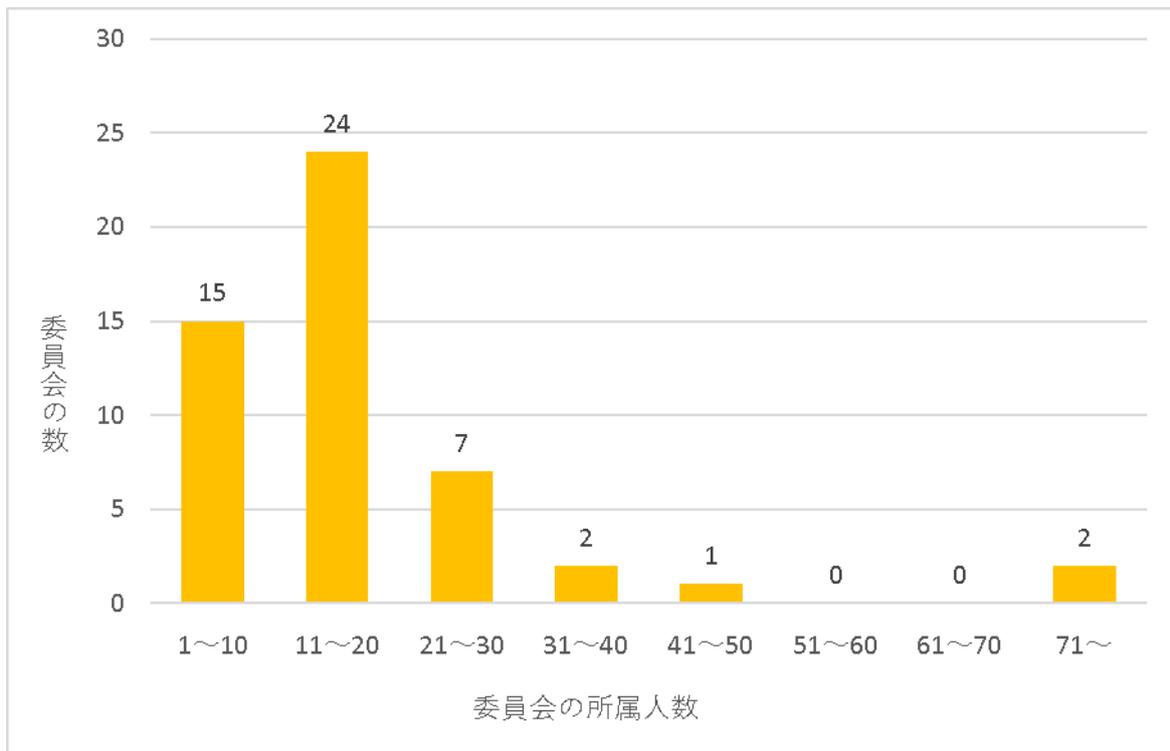
連携会員 : 1, 889 名

小委員会委員 (会員及び連携会員を除く) : 1, 123 名

(資料2) 分野別委員会に置かれている分科会の数 (年次報告書より)

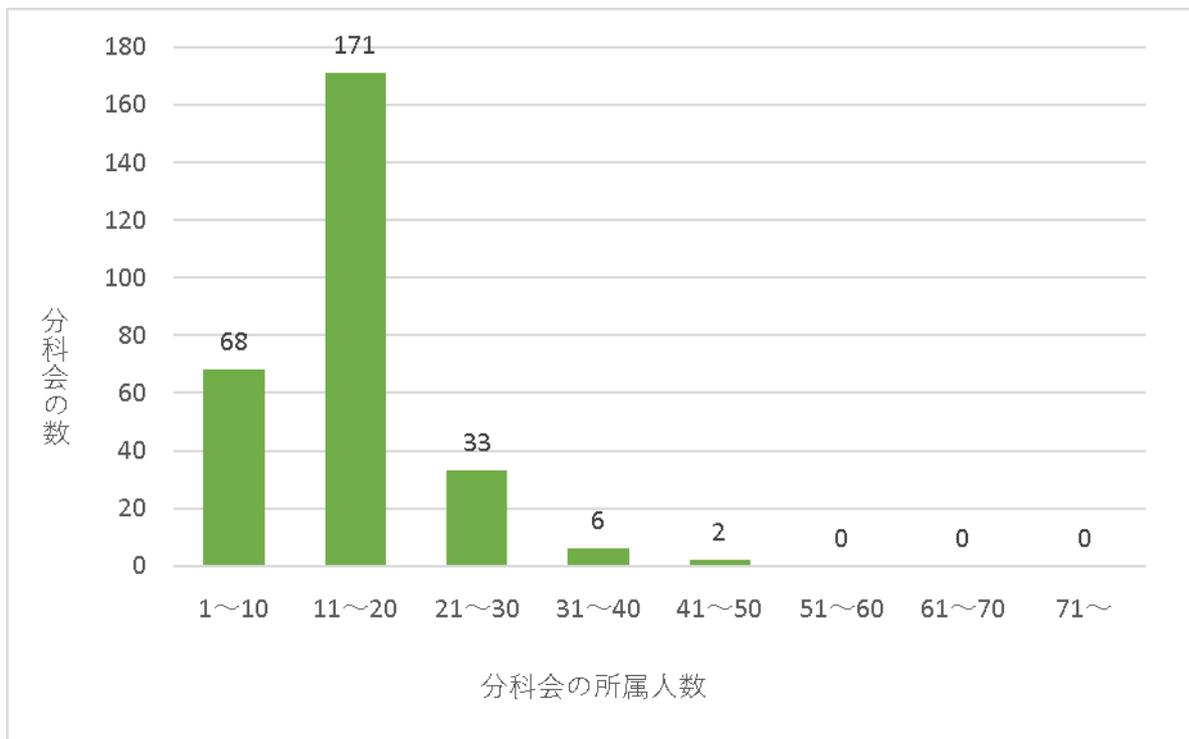
	第20期 3年目	第21期 3年目	第22期 3年目	第23期 3年目	第24期 3年目	第25期
言語・文学委員会	3	3	3	3	4	4
哲学委員会	6	5	6	5	5	5
心理学・教育学委員会	8	9	13	10	9	13
社会学委員会	6	5	15	13	12	9
史学委員会	9	6	12	10	10	10
地域研究委員会	5	7	12	11	11	9
法学委員会	9	9	10	14	8	9
政治学委員会	5	5	7	6	5	5
経済学委員会	4	5	7	6	7	6
経営学委員会	1	2	3	4	4	5
基礎生物学委員会	15	12	16	16	15	15
応用生物学委員会	8	—	—	—	—	—
統合生物学委員会	—	3	8	7	7	7
農学基礎委員会	14	—	—	—	—	—
生産農学委員会	7	—	—	—	—	—
農学委員会	—	15	15	15	14	14
食料科学委員会	—	6	10	9	9	9
基礎医学委員会	14	10	13	10	11	11
臨床医学委員会	21	15	16	13	14	14
健康・生活科学委員会	6	8	8	7	8	8
歯学委員会	4	5	7	5	4	3
薬学委員会	6	3	7	6	6	7
環境学委員会	6	5	8	7	7	6
数理科学委員会	4	3	5	4	4	4
物理学委員会	7	5	6	6	6	6
地球惑星科学委員会	9	12	14	13	10	10
情報学委員会	7	8	10	10	10	8
化学委員会	18	10	14	13	14	12
総合工学委員会	14	16	15	13	11	10
機械工学委員会	6	9	9	6	7	6
電気電子工学委員会	2	5	6	6	5	5
土木工学・建築学委員会	8	7	12	13	10	8
材料工学委員会	2	3	4	5	5	5
計	234	216	291	266	252	243

(資料3) 委員会あたりの所属人数 (第25期)



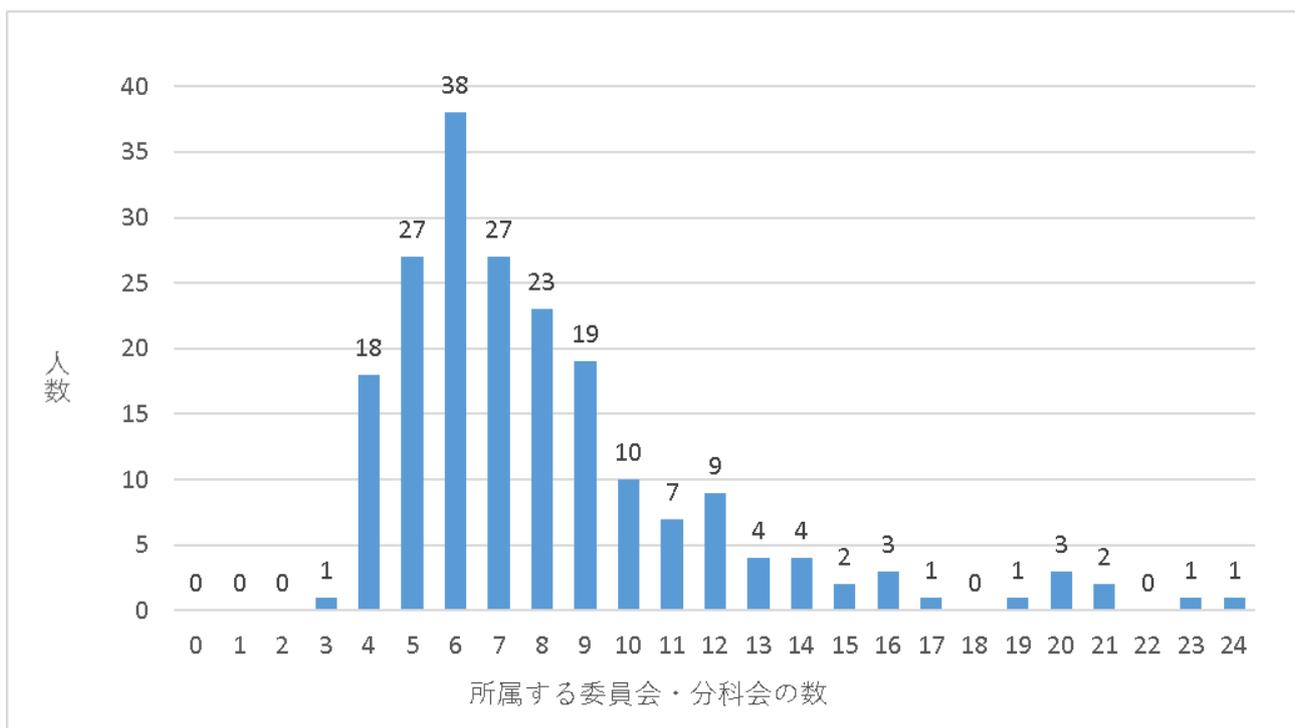
(令和4年4月12日現在)

(資料4) 分科会あたりの所属人数 (第25期)



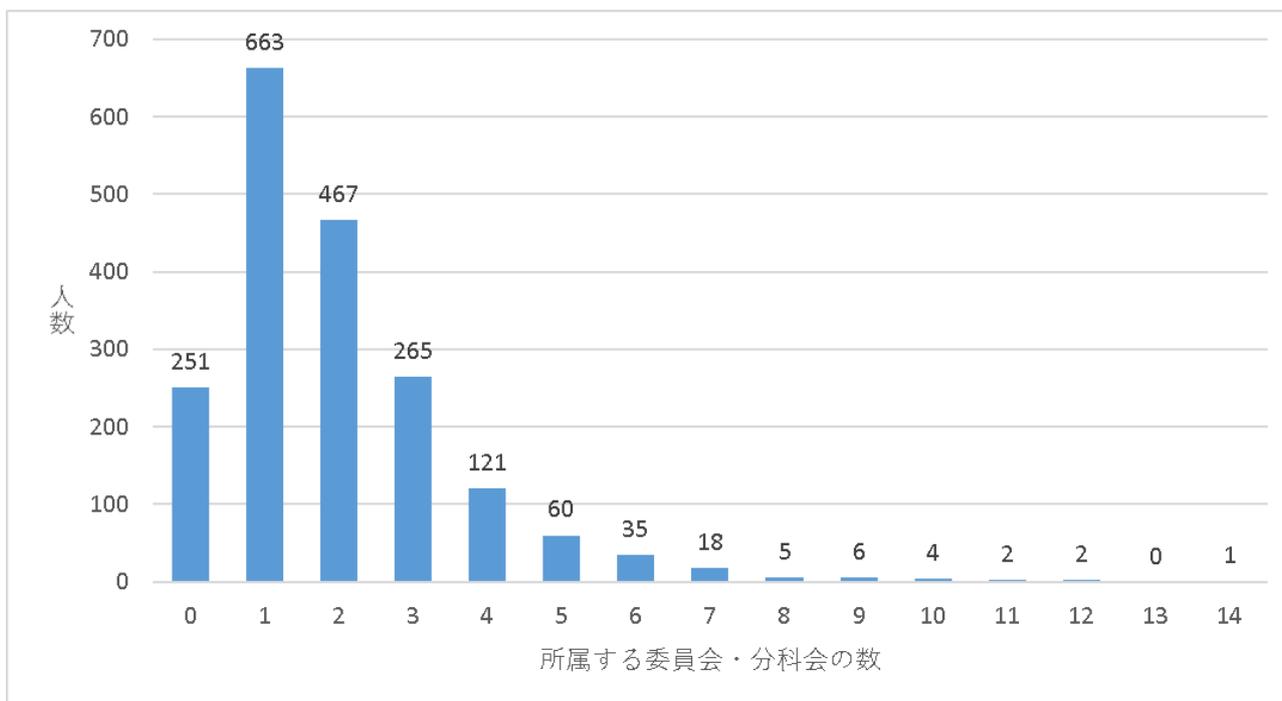
(令和4年4月12日現在)

(資料5) ひとりの会員が所属している委員会・分科会の数 (第25期)



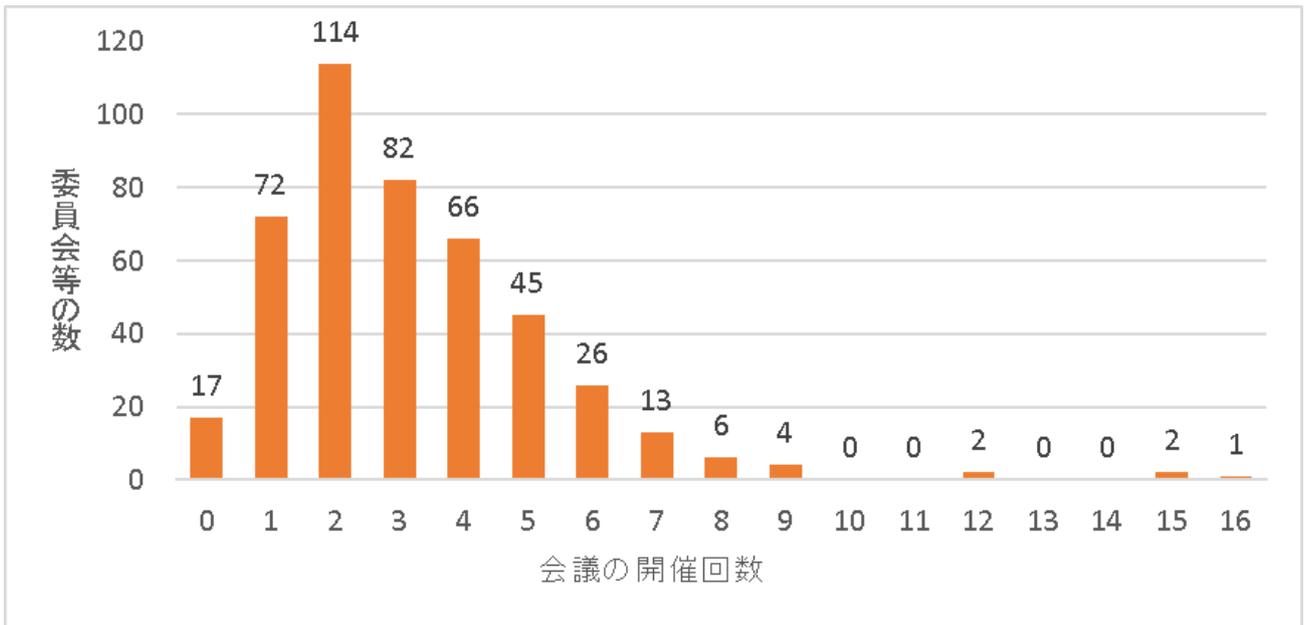
(令和4年4月12日現在)

(資料6) ひとりの連携会員が所属している委員会・分科会の数 (第25期)



(令和4年4月12日現在)

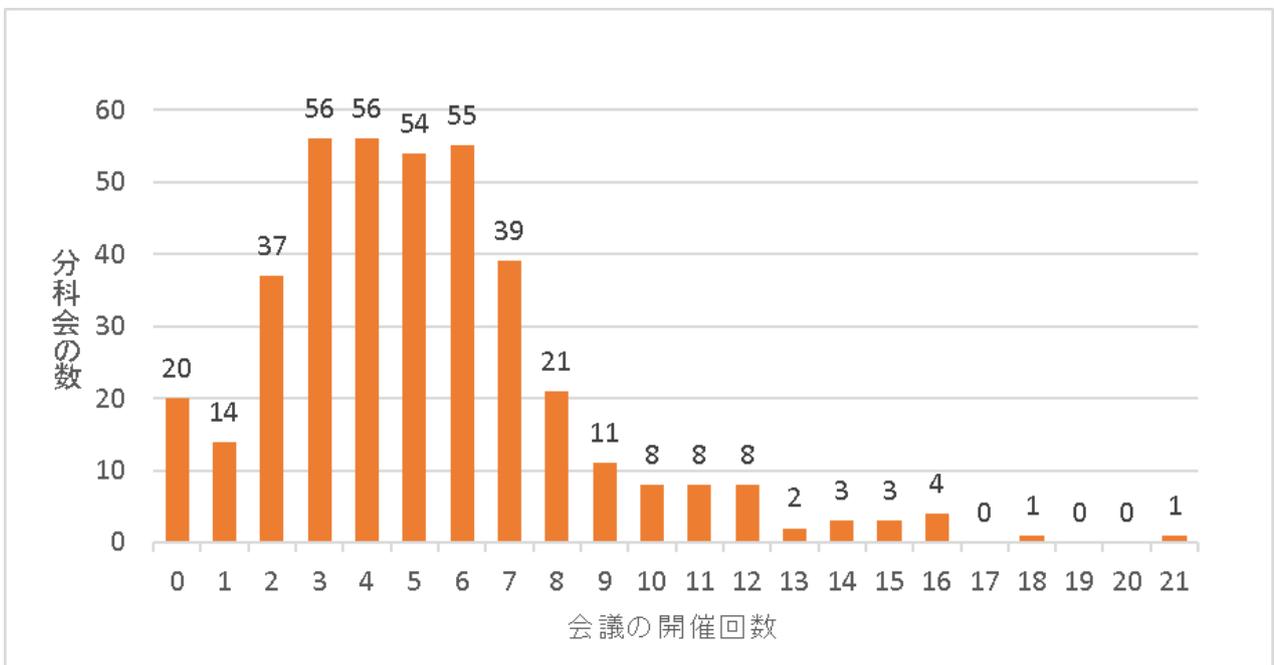
(資料7) 委員会・分科会・小委員会の開催回数 (第25期)



(令和4年3月31日までの開催実績(総会及び幹事会を除く))

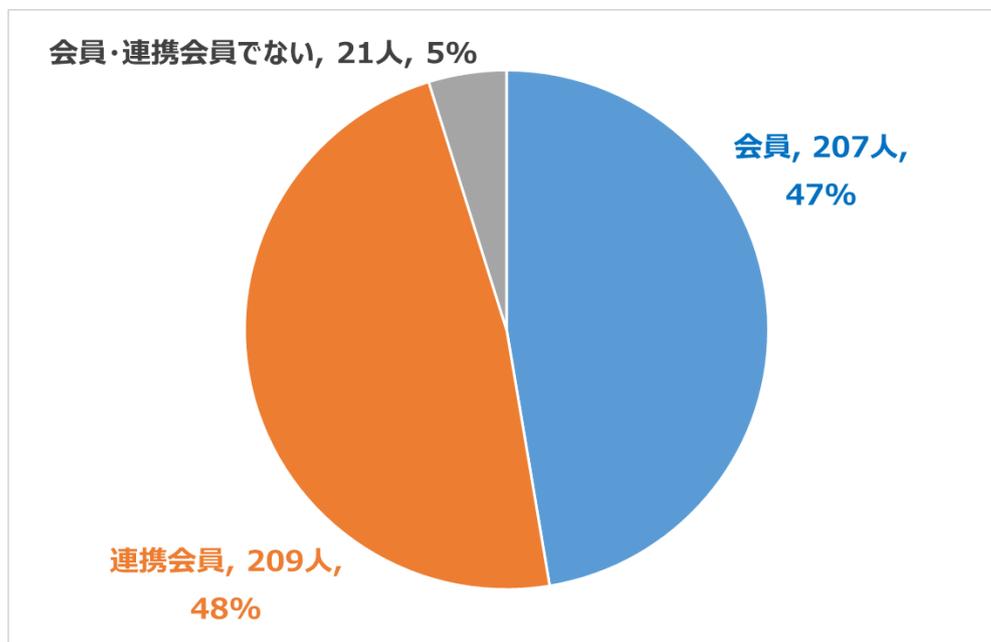
(資料8) 分科会の開催回数 (第24期)

(第24期申し送り資料をもとに集計、一部小委員会も含む)

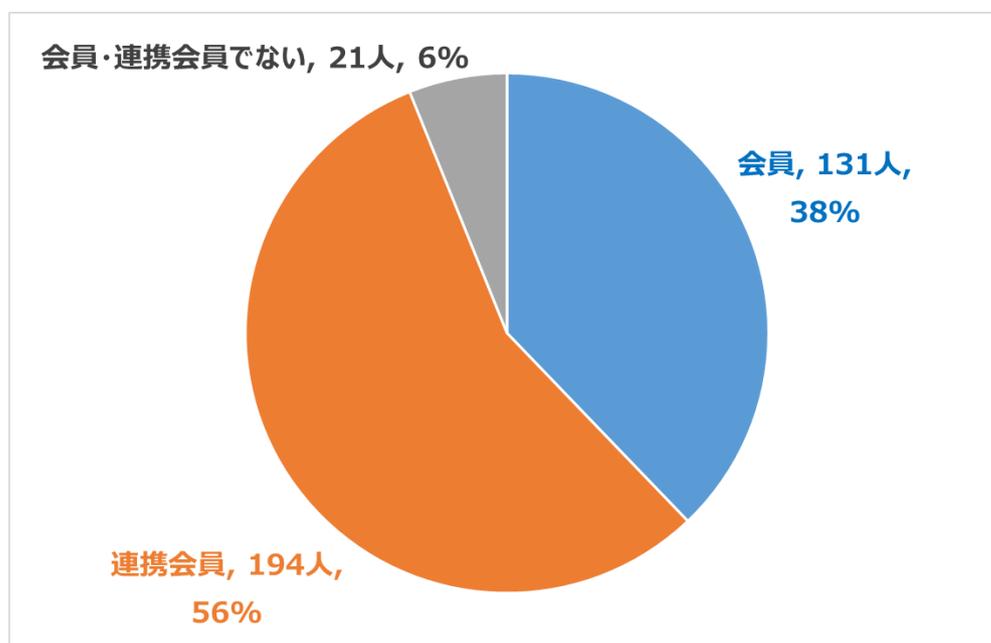


(資料9) 委員長の属性 (第25期)

(1) 委員会 (437 委員会) 単位で整理した場合



(2) 委員長 (346 人) 単位で整理した場合



(令和4年3月31日現在)

(参照規定)

○日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）

第十五条の二 日本学術会議に、規則で定めるところにより、会員又は連携会員をもつて組織される常置又は臨時の委員会を置くことができる。

○日本学術会議会則（平成十七年十月二十四日日本学術会議規則第三号）

(学術会議の会議)

第十六条 学術会議の会議は、総会、部会及び連合部会のほか、幹事会並びに法第十五条の二の規定により置かれる常置の委員会として、機能別委員会及び分野別委員会並びに臨時の委員会として、課題別委員会及びその他幹事会の議決により置かれる委員会とする。

- 2 常置の委員会は、総会が定めるところにより置く。
- 3 臨時の委員会に関し必要な事項は、幹事会が定める。

(幹事会の附置委員会)

第二十五条 幹事会は、その任務の遂行上必要な委員会を附置することができる。

- 2 前項の委員会には、幹事会の了承を得て、分科会又は小分科会を置くことができる。

(委員会に置かれる分科会、小分科会又は小委員会)

第二十七条 第十六条第一項の委員会（以下「委員会」という。）には、幹事会の定めるところにより、分科会、小分科会又は小委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。ただし、法第四条の諮問に対する答申及び法第五条の勧告並びに第二条に規定する意思の表出（見解及び報告を除く。）に関してはこの限りでない。

○日本学術会議細則（平成17年10月4日日本学術会議第146回総会決定）

(常置の委員会の設置)

第10条 機能別委員会は、別表第2のとおり設置することとし、運営に関する事項は、幹事会が定める。

- 2 分野別委員会は、別表第3に掲げるものを設置することとし、調査及び審議すべき事項並びに運営に関する事項は、幹事会が定める。

別表第2（第10条関係）

委員会名	委員長	職務
選考委員会	会長	会員及び連携会員の選考（会則第8条）
科学者委員会	会則第5条第1号に規定する職務を行う副会長	科学者の在り方、人権及び自由交流に関すること、科学における男女共同参画に関すること、会員及び連携会員の辞職（会則第9条第3項、同第13条第2項）、会員及び連携会員の退職（会則第10条第2項、同第14条第2項）、地区会議に関すること、日本学術会議協力学術研究団体に関すること、その他科学者間の連携に関すること

科学と社会委員会	会則第5条第2号に規定する職務を行う副会長	勧告、要望及び声明の内容等の検討（幹事会決定事項）、総合科学技術・イノベーション会議との連携に資するための審議課題の検討、国民の科学に対する理解の増進、その他学術会議と政府、社会及び国民等との関係に関すること
国際委員会	会則第5条第3号に規定する職務を行う副会長	学術会議における国際活動の調整、その他学術会議の国際的対応に関すること

別表第3（第10条関係）

委員会名	委員会名	委員会名
言語・文学委員会	基礎生物学委員会	数理科学委員会
哲学委員会	統合生物学委員会	物理学委員会
心理学・教育学委員会	農学委員会	地球惑星科学委員会
社会学委員会	食料科学委員会	情報学委員会
史学委員会	基礎医学委員会	化学委員会
地域研究委員会	臨床医学委員会	総合工学委員会
法学委員会	健康・生活科学委員会	機械工学委員会
政治学委員会	歯学委員会	電気電子工学委員会
経済学委員会	薬学委員会	土木工学・建築学委員会
経営学委員会	環境学委員会	材料工学委員会

○日本学術会議の運営に関する内規（平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定）

（委員会の委員）

第10条 委員会の委員は、会員又は連携会員であることを要する。ただし、分野別委員会の委員長は、会員でなければならない。

（臨時の委員会の設置）

第11条 臨時の委員会は、幹事会が定めるところにより設置する。

2 課題別委員会は、審議が必要な課題が認められた場合に、3年を限度として時限設置する。

3 課題別委員会の設置に関する議案の様式は、別表第4のとおりとする。

4 各々の課題別委員会に関し必要な事項は、幹事会が定める。

（分科会の構成員）

第13条 分科会は、別に幹事会が定めるところにより、置くこととする。

2 分科会の構成員には、その分科会が置かれる委員会の委員以外の会員又は連携会員を含めることができる。

（複数の分野別委員会の共同により置かれる分科会）

第14条 分科会は、複数の分野別委員会により共同して置かれることを妨げない。

（小分科会）

第15条 科学者委員会及び国際委員会の分科会に、別に幹事会が定めるところにより、小分科会を置

くことができる。

2 小分科会の構成員には、その小分科会が置かれる分科会の構成員以外の会員又は連携会員を含めることができる。

(小委員会)

第16条 常置又は臨時の委員会の分科会に、別に幹事会が定めるところにより、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の委員には、その小委員会が置かれる分科会の構成員以外の者を含めることができる。

3 当分の間、小委員会の委員に対する手当及び旅費は支給しない。

(分科会等の長の選出の方法)

第17条 分科会、小分科会及び小委員会（以下「分科会等」という。）の長は、分科会等の構成員の互選により選出する。

(分科会等の委員)

第18条 会則第28条第1項及び第2項並びに第6条の2及び第12条の規定は、分科会等に準用する。この場合において、第12条第1項第1号及び第2号中「会長」とあるのは、「その分科会が置かれる委員会（小分科会及び小委員会の場合はその小分科会又は小委員会が置かれる分科会）」と読み替えるものとする。また、複数の分野別委員会により共同して置かれる分科会の場合は、第12条第1項第1号及び同条第3項に定める各部への推薦の依頼は、原則として主体となる委員会において行うものとする。

(分科会等の議長)

第19条 分科会等の長は分科会等の議長となり、議事を整理する。

(分科会等の招集)

第19条の2 分科会等は、分科会等の長が招集する。ただし、初回の分科会等は、常置の委員会の分科会等については、その分科会等が置かれる委員会の長が招集し、臨時の委員会及びその他の分科会等については、会長が招集する。

(分科会等の会議)

第20条 分科会等の会議については、法第24条第1項及び第2項並びに会則第18条（第1項及び第5項を除く。）及び第22条の規定を準用する。

●課題別委員会の在り方について（平成18年3月23日日本学術会議第10回幹事会決定）

課題別委員会の在り方について、日本学術会議内で共通認識を持つために、幹事会として整理した。

1. 課題別委員会の役割

社会が抱えるその時々課題のうち特に重要な課題について日本学術会議において審議し、科学者コミュニティを集約した適切な意見を時宜に応じて提言する。

2. 課題別委員会の要件

学際的・分野横断的で緊急に意思の表出が必要な政策課題、政府等から検討の依頼があった課題であるなど日本学術会議として審議することが社会的に求められている課題、または社会的に必要であって日本学術会議から社会に意思の表出を行う必要があると考えられる課題

3. 課題別委員会の運営方針

(1) 設置期限

設置の期限は、3年以内（原則として期をまたがない）とする。設置期限を越えて審議を行おうとする場合には、再度提案を行う。

(2) 設置手続

日本学術会議の運営に関する内規（平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定）第7条及び第11条による。なお、設置提案及び委員の選考等については、会長が必要と認める場合は、幹事会への議案提出前に、あらかじめ、科学と社会委員会課題別審議検討分科会の調整を経るよう求めることができるものとする。

(3) 委員の委嘱の手続

日本学術会議の運営に関する内規（平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定）第12条第2項及び第3項による。

(4) 意思の表出の承認及び査読の手続

日本学術会議の運営に関する内規（平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定）第2条及び第3条による。

(5) その他

委員会等の設置に際しては、既存の委員会等との役割分担や整合性等について、提案者及び幹事会において十分な検討を行うものとする。

●部が直接統括する分野別委員会合同分科会について（平成21年6月25日日本学術会議第79回幹事会決定）

複数の分野別委員会により共同して置かれる分科会のうち、第1の各号に掲げる要件を満たすものについては、その設置の手続、名称及び意思の表出に係る手続については、第2の各号に掲げるとおりとする。

第1

- 1 各部がつかさどる分野内における原則としてすべての分野別委員会が共同で取り組むことが適当な課題であって、異なる部がつかさどる分野にまたがらないものを審議する分科会であること
- 2 部が直接統括することが適当であると幹事会が認める分科会であること

第2

- 1 幹事会への当該分科会の設置の提案については、予定されている審議課題をつかさどる部（以下「担当部」という。）の部長が行うものとし、提案の様式については、委員会の分科会等の設置提案をする際に用いる付属様式等について（平成18年2月23日日本学術会議第9回幹事会申合せ）の定めにかかわらず、別紙のとおりとする。
- 2 当該分科会の名称については、幹事会の承認を得て、「第〇部〇〇分科会」とすることができる。
- 3 当該分科会の設置期限は当該期末までとし、委員長は期首及び適時に分科会の設置について幹事会に提案する。

●「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和3年4月22日日本学術会議第182回総会）

2 日本学術会議の意思の表出と科学的助言機能の強化

【改革の方向性】

日本学術会議からの意思の表出に求められる中長期的視点と俯瞰的視野と分野横断的な検討の3点

が担保されているかをつねに自己点検し、学協会等の提言との役割分担も求められます。

【具体的な取組】

(1) 日本学術会議内部での意思形成の仕組みの改革

① 課題設定から意思決定までのプロセスの改革

また、第 26 期には新たな枠組みで審議ができるようにするために、現在の分科会設置のあり方の見直しを行い、常設的に設けるべき分科会（例えば国際学術団体対応分科会等）、数期にわたって継続的に設置する分科会、当該期限りの分科会などの整理を行うとともに、課題適合的な合同分科会の設置を目指します【第 25 期中に次期の分科会設置方針を確定】。

(3) 中長期的な科学的助言のあり方

日本学術会議の行う科学的助言の中には一期 3 年で完結し得る助言がある一方で、より中長期的な審議とフォローアップを行うべき助言も少なくありません。例えば、2030 年までを見越して国際的に取り組まれている「持続可能な開発目標（SDGs）」、粘り強い対応の求められる基礎研究力強化、オープンサイエンスなどに関する助言が想起されます。これら期をまたいで審議を継続すべき助言について常設委員会化も含めて検討するとともに、上述のとおり、今期中に第 26 期の分科会設置の大きな枠組みについて整理を行います。

● 「科学的助言機能・「提言」等の在り方の見直しについて（案）」（令和 3 年 12 月日本学術会議第 183 回総会資料）

2. 分科会等の設置及び活動の見直し

(1) すでに今期の活動が始まっていることから、直ちに抜本的是正を図ることは困難であるが、予算、人員などの条件も勘案しつつ、今期（第 25 期）中に可能なところから改善に着手（未活動の分科会の廃止や、関連する分科会の統合等）するとともに、次期（第 26 期）に向けて設置される分科会等の設置基準、適正数、適正規模（委員数）等の検討を進める。

(2) 緊急時や新規課題に対応できるような分科会設置の手続き、あり方（期をまたいだ分科会活動を含む）等についても検討する。

(3) 「提言」等の策定に特化しない分科会活動のあり方についても検討する。

→日本学術会議法に定められた任務等に関わる諸活動の推進にも注力する必要がある。

・「科学を反映浸透させる活動」：公開シンポジウム、サイエンス・カフェ etc.

・「科学に関する研究の連絡」：学協会等との対話活動、国際学術団体への関与等

(4) 小委員会のあり方についても、早急に検討する。